

(平成24年12月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 5 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 21 日

申立期間において、A社に勤務し、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間に係る標準賞与額の記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 4 月 16 日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所を受け付けられていることが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

総務大臣から平成 23 年 2 月 1 日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、申立期間のうち、申立期間①については、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人のA社（事業所整理記号：B）における資格喪失日に係る記録を5年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、24 万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 7 月 31 日から 5 年 4 月 1 日まで  
② 平成 5 年 4 月 1 日から 6 年 4 月 28 日まで

年金事務所からの連絡により、A社に勤務していた期間のうち申立期間①について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。平成 2 年 7 月 1 日に同社に入社し、6 年 4 月 28 日までの期間において継続して勤務し、一度も休職することは無かったので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、同社に勤務していた期間のうち申立期間②に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給額より低い金額で記録されていることが分かったので、申立期間②に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①における厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、雇用保険の被保険者記録、A社の元従業員が提出した給与明細書などにより、申立人が同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び事業主は当該期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められることから、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき、平成 23 年 2 月 1 日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人のA社（B）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成5年3月18日付けで、当初記録されていた4年10月1日の定時決定が取り消され、遡って同年7月31日と記録されていることが確認できる。ところが、当該あっせん後に行われた同社に係る別の申立てにおいては、申立人と同日に同社における被保険者資格を喪失している複数の元従業員は、当時の同社の経営状況が悪かった旨供述している上、給料の遅配及び未払いがあった旨供述していることを踏まえると、当時、同社は厚生年金保険料を滞納していた状況がうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立人以外の同社事業主を含めた複数人については、A社（B）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が、平成5年3月18日又は同年3月19日付けで、当初記録されていた4年8月1日の随時改定又は同年10月1日の定時決定が取り消され、遡って同年7月31日と記録されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、当初、A社（B）は平成5年3月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理が行われていたところ、同年4月1日付けで、同社は再度、厚生年金保険の適用事業所（事業所整理記号：C）に該当した旨の処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、当該期間前後において、A社の事業主に変更はなく、申立人及び前述の複数の元従業員が平成5年4月1日付けで同社（C）の厚生年金保険被保険者資格を取得している上、商業登記簿謄本においても同社が解散した事実は確認できないこと、及び日本年金機構D事務センターが、「一般的には、同一会社であることが確認できる事業所について、全喪した翌日に新適として処理することは、通常処理とは言えないと考える。」と回答していることを踏まえると、同社は、申立期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、社会保険事務所（当時）において適用事業所でなくなったとする旨の処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が平成4年7月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとする旨の処理、及び5年3月31日にA社（B）が適用事業所に該当しなくなった旨の処理を行う合理的理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社（C）が再度厚生年金保険の適用事業所となった同年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、平成4年6月のオンライン記録及び当初記録されていた同年10月1日の定時決定の記録から、24万円に訂正することが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から6年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から6年8月まで

国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付は、全て母が行って来ていた。母から、「途中納め忘れた期間があったが、一括でまとめて納付した。」と聞いているが、申立期間の保険料が未納となっている。まとめて納付した期間が記録から漏れているのではないかと思う。

申立期間の保険料を納付したものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入手続及び国民年金手帳記号番号の払出しは、申立人が所持する年金手帳及び申立人に係る国民年金被保険者名簿により、平成8年9月頃に行われたものと推認できる上、申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、当該記号番号の払出時点においては、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当該払出時点より前の平成6年9月から8年3月までの納付済期間については、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親が、納付時点で最大限遡って保険料を過年度納付したものと考えられるが、当該納付時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができなかつたものと推察される。

さらに、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 2614 (事案 1276 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から41年3月まで

私は、20歳の誕生日の前に青年団の先輩たちと一緒にA町役場に行って国民年金の加入手続きを行い、その後、A町B区の納税組合を通して父が国民年金保険料を納付しており、結婚してからは、妻が私の分の保険料も一緒に納付していた。父は既に死亡しているが、申立期間中は、家庭の税務関係を全て管理しており、私の保険料も納税組合を通して納付していたものと思われるので、申立期間が未納とされていることに納得できないとして、年金記録確認第三者委員会に納付記録の訂正を申し立てたところ、年金記録の訂正は認められないとの通知を受け取ったが、当該通知に納得できない。

今回新たに、居住していた地域において昭和39年4月に国民年金の納付組合が結成され、私も国民年金に加入した旨の記載がある父の手帳が見つかったこと、また、現在所持している41年5月10日発行と記載された国民年金手帳は、妻の父がA町役場で再発行の手続きを行ってくれたものであること、39年6月に実家に牛舎を建てる際に近所の人が手伝いに来てくれ、国民年金保険料の集金人がその場で保険料を集金し、私の分の保険料も支払ったことなどを思い出したので、再度調査の上、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立期間当時、同居していた父親が申立人の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、父親が申立人に係る保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は保険料の納付に関与しておらず、

父親も既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であること、ii) 申立人の妻は、申立期間当時の国民年金保険料の納付について、結婚後は自身と申立人との保険料の納付方法は一緒であったと供述しているものの、結婚前の期間については、申立人の父親から保険料の納付に関する引継ぎ等を言われた記憶は無いとしていること、iii) A町を管轄する社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者台帳によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年5月にA町において払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年5月22日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時に居住していた地域において昭和39年4月に国民年金の納付組合が結成され、申立人が国民年金に加入した旨の記載がある父親の手帳が見つかったこと、現在所持している「昭和41年5月10日発行」と記載された国民年金手帳は申立人の妻の父親がA町役場で再発行の手続を行ったものであること、39年6月に実家に牛舎を建てる際に国民年金保険料の集金人がその場で保険料を集金し、申立人の分の保険料も支払ったことなどを思い出したことを新たな事情として、再度、申立てを行っているが、父親の手帳の記載によれば、39年頃、申立人が居住していた地区において国民年金保険料の納付組合が発足したこと、及び申立人の父親が申立人を国民年金に加入させる意思があった可能性はうかがえるものの、申立人に係る加入手続が行われた時期を特定することができず、当該記載をもって申立人の父親が申立人の申立期間に係る保険料を納付していたとする事情まではうかがえない。

また、国民年金手帳の再発行手続を行ったとする申立人の妻の父親及び牛舎を建てる際に国民年金保険料の集金に当たったとする当時の集金人は既に死亡しており、申立人の申立期間における国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況について供述を得ることができない。

これらを総合的に判断すると、新たに提出された資料等が、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 30 日  
② 平成 16 年 12 月 16 日  
③ 平成 17 年 8 月 1 日  
④ 平成 17 年 12 月 21 日

私は、A社（平成 20 年 9 月 4 日清算終了）に勤務し、昭和 50 年 7 月から平成 10 年 12 月までは専務取締役であり、その後は、専務と同様の職務内容で勤め、15 年には定年を迎えたが、継続して 20 年 7 月まで、同様の職務内容で勤務した。

申立期間については、賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料も控除されていたので、標準賞与額の記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された銀行預金通帳及び平成 17 年 8 月 1 日の賞与支払明細書並びに B 市が保管する申立人の平成 16 年分及び 17 年分に係る給与所得の源泉徴収票により、申立人は、全ての申立期間において、A 社から賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

また、申立人は、A 社の法人登記簿謄本によると、平成 10 年 12 月に、取締役を退任していることが確認できる。

しかしながら、申立事業所の元清算代理人は、申立人について、申立期間当時、法人登記では取締役を退任していたものの、当該事業所の経営全般を統括する立場にあり、全ての申立期間の賞与に係る厚生年金保険料が納付されていないことを知り得る立場にあったと回答しているところ、申立期間当時、厚生年金保険被保険者であった複数の従業員は、申立人について、専務とし



て従業員に業務の指示を行う立場にあり、当時の経理担当者の直接の上司であったと供述しており、申立人も、申立期間当時の自身の職責について、「平成 20 年 7 月に退職するまで専務取締役と同様の職責にあり、経理担当者的上司として、当該担当者が作成した社会保険関係書類の決裁を行う立場であった。」と供述していることなどから判断すると、申立人は、申立期間当時に、経理、厚生年金保険の届出等に係る事務に関与していたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録の訂正の対象とすることができない旨規定されている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、上記のとおり特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、全ての申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 4540

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで

私は、高等学校を卒業後、昭和 41 年 3 月に A 社 B 事業所（現在は、C 社 D 事業所）に入社し、E 担当として勤務したが、申立期間に係る標準報酬月額が申立期間直前の 2 万 2,000 円から 2 万円に低下しているのは、記録誤りであると思う。

申立期間に係る標準報酬月額が直前の 2 万 2,000 円を下回ることに納得できないので、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額を適正な額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C 社 D 事業所及び F 健康保険組合は、「申立人に係る資料及び情報は見当たらない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、A 社 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、厚生年金保険被保険者の資格を申立人と同日の昭和 41 年 3 月 16 日に取得していることが確認できる従業員 99 人の標準報酬月額については、同資格取得時には、全員が 2 万 2,000 円と記載されており、そのうちの 41 人については、同年 10 月の定時決定において 2 万円となっていることが確認できることから、申立人の厚生年金保険の被保険者記録だけが減額されている状況は認められない。

さらに、C 社 D 事業所は、「当時、能率給制度を取り入れており、従事する業務によって賃金に差が生じる場合があり、その可能性も考えられる。」と回答している。

加えて、申立人を含む従業員の厚生年金保険被保険者資格の取得時におけ

る標準報酬月額は一律の額で決定されたものと考えられるが、その後の昭和41年10月の定時決定による標準報酬月額は、同年5月から同年7月までの期間において実際に支払われた給与の平均額を標準報酬月額等級表に当てはめて決定されたため、資格取得時の標準報酬月額より低額となったものと考えられる。

また、被保険者原票により確認できる申立期間の標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなど不自然な点は認められない。

さらに、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②については、脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 22 年 6 月 1 日から 24 年 5 月 20 日まで

私は、昭和 19 年 4 月に A 事業所に就職後、組織変更した B 事業所（現在は、C 事業所）を 24 年 5 月に退職するまで継続して勤務し、D 担当や E 担当の業務に就いていたのは間違いないので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、脱退手当金が支給済みとされている。脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、同事業所において申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「私が昭和 22 年 6 月頃に A 事業所に F 職として採用された時点では、申立人は既に勤務していたと思う。」と供述していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が厚生年金保険の資格取得日（昭和 22 年 6 月 1 日）よりも前から同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C 事業所は、「当時の社会保険関係資料、賃金台帳等は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚7人のうち、被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる4人について、厚生年金保険被保険者の資格取得日が、いずれも申立人と同じ昭和22年6月1日と記録されているところ、申立人は、「私がA事業所に採用された時には、名前を挙げた同僚のうち2人は既に勤務しており、他の4人は私より後から勤務した。また、残りの1人は私と同時期に採用されたことを記憶している。」と供述しており、申立人及び前述の同僚4人と同日に取得した者がほかに12人確認できることから、A事業所は、申立期間当時、一定期間内に採用した者を、同年6月1日にまとめて厚生年金保険に加入させたと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び被保険者名簿における厚生年金保険被保険者記録とオンライン記録は一致しており、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄に、申立人に対して脱退手当金が支給されたことを示す記載が確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している上、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和24年8月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された昭和24年8月20日は通算年金制度創設（昭和36年11月）の前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。